

公益財団法人茨城県開発公社評議員及び役員の報酬並びに費用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人茨城県開発公社（以下「公社」という。）の定款第14条及び第29条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、公社を主たる勤務場所とし、公社の業務に従事する役員をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する通勤手当、旅費（宿泊費含む）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 公社は、評議員及び役員には、その勤務形態に応じて、次の報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員 報酬及び期末手当
- (2) 非常勤役員 報酬
- (3) 評議員 報酬

(報酬等の額の算定方法)

第4条 公社の常勤役員の報酬等は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 報酬 茨城県の出資法人等指導実施要領別表第2「常勤役員の給料月額」に定める額を上限として、理事会で決定する額
- (2) 期末手当 茨城県の特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和27年茨城県条例第55号）第4条第1項の規定に基づき算出される額を上限として、理事会で決定する額

2 前項の規定にかかわらず、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する職にある者が常勤役員に就任する場合の報酬等の額は、理事長が理事会の承認を得て定める。

3 非常勤役員に対する報酬の額は、理事会、監事監査及びこれに準ずる会議（以下「理事会等」という。）への出席時に日額報酬として1日当たり13,000円とする。ただし、同一日に

2 以上の理事会等に出席した場合は重複して支給しない。

- 4 評議員に対する報酬の額は、評議員会への出席時に日額報酬として1日当たり 13,000 円とする。ただし、同一日に2以上の会議に出席した場合は重複して支給しない。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

(1) 報酬 毎月21日(その日が日曜日、休日又は土曜日に当たるときは、その前日において、その日に最も近い日曜日、休日又は土曜日でない日)

(2) 期末手当 毎年6月30日及び12月10日(その日が日曜日、休日又は土曜日に当たるときは、その前日において、その日に最も近い日曜日、休日又は土曜日でない日)

- 2 非常勤役員に対する報酬は、理事会等に出席した都度、支給する。

- 3 評議員に対する報酬は、評議員会に出席した都度、支給する。

- 4 報酬等は、通貨をもって本人に支払うものとする。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する金融機関の口座振込の方法により支払うことができる。

- 5 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬等の日割計算)

第6条 新たに常勤役員に就任した者には、その日からの報酬を支給する。

- 2 常勤役員が退任し、又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。

- 3 月の中途において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

- 4 前2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡により退任した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。

(通勤手当)

第7条 常勤役員には、その通勤の実態に応じ、通勤手当を支給する。通勤手当の額は、職員給与等規程の例に準じて算定することとし、本人からの申し出があったときは報酬等と合わせて本人の指定する金融機関の口座に振り込む。

(費用)

第8条 公社は、評議員及び役員がその職務の遂行に当たって負担した費用は、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては、前もって支払う。

- 2 評議員及び非常勤役員が評議員会、理事会、監事監査及びこれに準ずる会議に出席したときは、旅費実費を支払う。

(公表)

第9条 公社は、この規程をもって、認定法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改正)

第10条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第11条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

付 則

この規程は、公益財団法人茨城県開発公社の設立の登記から施行する。

付 則

この規程は、令和2年7月1日から施行する。